

## 中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise  
Chushokigyo-chiba

# 中小企業ちば

### Contents [Index]

P.3 **活動予定**

中央会の主な事業等活動予定（5月）

P.4 **チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～**

組合情報発信力強化に向けた効果的な手法の研究について（柏市工業団地協同組合）

P.6 **全国先進組合事例**

イスラム教の女性が安心して利用できる美容室づくり（千葉美容事業協同組合）

P.7 **組合Q&A**

脱退組合員の持分債権の保全処分について他ノ組合士検定にチャレンジ!!

P.8 **シリーズ「躍進企業」**

有限会社なかや（千葉県学校給食パン・米飯協同組合）

P.10 **景況**

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（3月）

P.12 **ご案内**

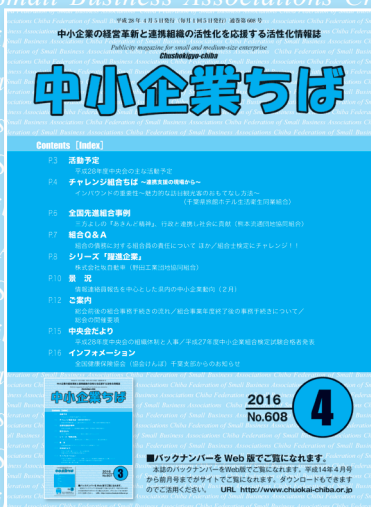
総会開催手続きのチェックリストノ法に基づく届出・登記チェックリスト

P.14 **中央会だより**

平成27年度設立認可組合等～県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します～ほか

P.16 **インフォメーション**

平成28年度 中小企業・小規模事業者関係の税制改正



### ■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

2016  
No.609

5

## 中央会の主な事業等活動予定 (5月)

平成28年4月12日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
<b>■ 中央会</b>			
5/18	水	<b>監事会</b> 時間：午後3時30分～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室	総務部 ☎ 043・306・3281
5/25	水	<b>平成28年度 第1回正副会長会議</b> 時間：午後3時15分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/25	水	<b>平成28年度 第1回理事会</b> 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
<b>■ 団体等運営支援事業</b>			
5/9	月	<b>千葉県異業種交流融合化協議会 第24回 通常総会</b>	経営支援部 ☎ 043・306・3282
5/11	水	<b>千葉県中小企業団体レディース中央会 平成28年度 監事会</b>	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
5/20	金	<b>千葉県商店街振興組合連合会 第33回 通常総会</b>	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
5/20	金	<b>千葉県商店街連合会 第44回 通常総会</b>	商業連携支援部
5/23	月	<b>千葉県中小企業団体レディース中央会 平成28年度 第1回役員会</b>	工業連携支援部



### 千葉県中小企業団体中央会

#### 第60回 通常総会 開催のお知らせ

平成28年6月20日(月) 15:30～(予定)

会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の平成27年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。

われわれは、中小企業組合運動の歩みを決して緩めることなく、多様な組織化によって更なる飛躍を目指します。時節柄何かとご多用のこととは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで (Tel 043-306-3281)

#### 平成28年経済センサス-活動調査を実施します。



- ▶平成28年6月1日現在で、全国すべての事業所・企業を対象に経済センサス-活動調査を実施いたします。
- ▶調査結果は、各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として利活用されます。
- ▶調査の趣旨・必要性をご理解いただき、調査票がお手元に届きましたら、ご回答をよろしく願います。

総務省・経済産業省

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成27年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	柏市工業団地協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	藤井 秀美	住所	柏市高田 1116 - 35
	設立	昭和 59 年 1 月	業種	製造業中心の異業種
	組合員	11人		
テーマ	組合情報発信力強化に向けた効果的な手法の研究について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel. 043-306-2427)			
専門家	有限会社草の実工房 すぎ印刷 取締役 鈴木 宏治			

背景と目的

平成26年度にホームページをリニューアルした柏市工業団地協同組合が、紙媒体の組合紹介パンフレットも刷新し、デジタルとアナログ両分野での組合情報発信力を強化する目的で研究会を3回にわたり開催しました。

昭和50年代後半に「柏三勢工業団地」が計画され、その参加企業により柏市工業団地協同組合（以下、当組合）は設立されました。

工業団地が立地する柏市北部地域は、平成17年のつくばエクспレスが開通、ショッピングセンターが開業し市街化され住宅も造成される一方、東京大学柏キャンパスをはじめとする大学・研究所・産学連携施設などが置かれ、文教地区としての顔を持つ柏の葉エリア等が誕生しています。

商工業は国道6号・国道16号・常磐自動車道が交差する交通の要衝となる地の利も生かし、十余二、根戸、柏機械金属、そして柏三勢といった4つの工業団地を有しています。

近年では会員企業の入れ替わり

なども有り、組合員の業種は、金属製品・部品製造業（3社）、木製品製造業（1社）、紙器製造業（1社）、建設生コン製造業（1社）、工業塗装業（1社）、食品製造業（2社）、合成樹脂製品製造業（2社）で構成されています。

●これまでの組合紹介パンフ

従来の組合パンフレットは、紙製フォルダーにA4判片面カラー印刷の各社の紹介チラシを1枚ずつ差し込んでいた様子でした。

紙フォルダーを開くと、11枚のチラシが入っていて、フォルダーには組合の歴史やマップが印刷されています（左写真ご参照ください）。

前回の作成は平成13年頃で、その後の会員企業の入れ替わりにはチラシを差し替えて対応し、事業承継などによる代表者の氏名変



▲これまでの組合パンフ

更や、ホームページ開設によるURL表記挿入等は「訂正シール」を上から貼っていたため、大半のページにシールが貼られています。

高級感が有り、会員ごとのデザインフォーマットも統一されており、使い勝手も良さそうで遜色ないパンフレットでしたが、作成から10年以上が経過し、つくばエクспレスや東大キャンパスなど近隣エリアの変化に対応出来ないマップなど、情報の古さが目立ち始めていました。

事業の活動内容

①なぜ組合パンフが必要か？

研究会発足時には組合事務所の片隅に、パンフレットがまだ数梱包残っていました。理由は、「組合ホームページとパンフレットとの整合性がとれていない」、「正直最近では古くさくなって、あまり配布していない」、「単価を抑えるためたくさん作ってしまった」とのことでした。

そこで研究会では、各組合員と新パンフレットに対する質疑応答と意見交換を行い、要望をまとめ





▲組合のホームページ

空撮はラジコンヘリやドローンを飛ばして…と決ま  
りかけていたのですが、研  
究会開催期間中に「ドロー  
ンの落下」が社会問題化し  
てしまったのと、屋根の塗  
装が劣化しているのが古い

## 事業の成果

組合員が中心となり撮影や原稿

対外的には、パンフを地域イベ  
ントなどで配布することによる地  
域の活性化、名刺代わりのパンフ  
としての役割が生まれてきます。  
そして最も重要なのが、「自社  
の取引先に配布することで、組合  
内の他社への発注も展望できる」  
ことこそが、今後の事業展開とし  
て期待されています。

(鈴木 宏治)

- ① ホームページと同じイメージを  
使ってトータルコーディネート  
されたパンフにしたい。
- ② 組合員はそれぞれ、組合パンフ  
とは別に自社パンフ(会社案内)  
を持っているので、組合として  
動く時に活用したい。
- ③ いろいろな業種、異業種がある  
工業団地をアピールしたい。
- ④ 展示会や行政機関、イベント会  
場等で配布できる、工業団地・  
当組合の名刺代わりになるパン  
フにしたい。
- ⑤ 発行部数を増やし単価を抑える  
のではなく、少数数でも安価に  
作成したい。

## ② パンフレットの内容

前年にホームページのリニュー  
アル事業を研究会としてきちんと  
取り組んでいた成果もあり、デザ  
イン・コンテンツは当初から  
「ホームページをベースに紙媒体  
も作る」ということが明確になっ  
ていました。が、「他の工業団地  
や組合は、どんなパンフレットを  
作っているの?」という考察も行  
いました。前述の①④⑤の意見も  
加味するように決定し、次にコス  
トを抑えるためのレクチャーを行  
いました。

## ③ 制作費を抑えるため

各社の写真は新たに撮影し、き  
れいなものを掲載したい。団地の  
全体像が写る航空写真も新しくし  
たい…ということでもプロカメラマ  
ンに撮影を依頼した場合の費用を  
算定しました。しかし予算と各社  
の撮影希望日時が合わず、また、  
最近のデジカメで撮影すれば「そ  
れなり」の写真が会員企業でも撮  
れることを紹介し、各自が自社の  
外観や商品・設備の写真を撮りま  
した。

## ④ 印刷費を抑えるため

前回は数千部のパンフレットを  
一度に印刷製本することで単価を  
抑えたようです。しかし印刷業界  
も変化しています。これまでの片  
面印刷チラシの差し込みより、両  
面印刷してフォルダー代と用紙代  
を抑え、中綴じ製本した冊子型式  
の方が安価なことが判明しました。

「組合員の入れ替わり」「掲載情  
報の陳腐化を防ぐこと」にも対応  
したかったため、従来のオフセッ  
ト印刷だけではなく、小ロット対  
応のデジタル印刷による見積も取  
り寄せました。

デジタル印刷機はオンデマンド  
印刷機とも呼ばれ、ざっくりした  
表現をすると、高級な業務用プ  
リントであり、最近の機種では  
従来のオフセット印刷機とほぼ仕  
上がりには遜色なく、用紙の質も問  
わないこと等を研究会ではサンプ  
ルで確認しました。



▲完成した700部の新パンフレット

を執筆したことにより、長年近隣  
で事業を行っている他の組合員が  
どのような仕事をして、どんな設  
備で製品を作っているのか、どん  
な経営理念を掲げているのかなど  
を知る機会が生まれ、まさに連携  
組織の内部的な活性化が得られた  
ようです。



テーマ

地域の魅力発信によるグローバル需要開拓

## イスラム教の女性が安心して利用できる美容室づくり

### 千葉美容事業協同組合

機を捉えたムスリマ対応のためのサービススキルや知識の習得・向上の取組みへの挑戦により、行政・外部との連携等が得られ、対応店舗の拡大と新たな顧客獲得に結びついている。

#### 背景と目的

小規模美容室の売上が減少傾向にある中、平成26年、経営の安定と発展を図るため、共同購買、共同労務管理、販売促進及び教育情報事業の展開等を行う組合として設立した。2020東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、千葉市と連携し、訪日外国人客「インバウンド」向けの取組みの一環としてイスラム教徒の女性「ムスリマ」への対応を開始した。

#### 事業・活動の内容と手法

ムスリマはヒジャブと呼ばれる

スカーフで髪を隠し、家族以外の男性に頭髪を見せることが禁止され、動物性シャンプーの仕様もできない等から対応可能な美容室は、組合での取り組み開始前には東京・恵比寿に一店舗しかなく、日本の美容技術を利用することが難しい状況にあった。千葉市内には300人ほどのムスリマがいるが、組合のムスリマ対応店舗が知れ渡れば遠方からの集客も見こまれるとともに、インバウンドの集客にもつながると考えた。

ムスリマ対応には、①外から見えないような配慮、②女性スタッフだけの対応、③シャンプー等に植物性を使用したハラル対応、④礼拝スペースの確保、⑤英訳メニューの用意が挙げられる。組合では、スタッフ向けに英会話教室もスタートさせている。さらに、和 문화への精通、会話力のアップ、異文化への理解等を行うなどの新

たな取組みにより、組合加入を促進する好機であり、組合及び組合員の活性化に繋がることで、美容業界、さらには市内の活性化の一助になればと考えている。

平成27年11月25日・26日に幕張メッセ(千葉市)で開催された「ジャパンハラルエキスポ2015」に出展し、美容室の紹介とともに着物の試着や着物生地でのヒジャブの紹介等を行ったところ、参加したムスリマから高い評価を得ることができた。これらの活動により、自国への理解を深め、和服への注目度を高め、諸外国文化を取り混ぜた和装で街ゾロ運動にまで発展させていきたいとする。

#### 活動の成果

都内のムスリマ対応の美容室から直接指導を受けることができ、現在ムスリマ対応店舗を12店設置するに至り、留学生を中心に徐々

に対応している。今後は、千葉市や大学との連携を深め、顧客獲得と共に店舗拡大に努めていきたいとしている。さらに、和服をはじめ日本の美容文化の情報発信等を行い、インバウンド集客につなげ、日本美容文化の体験をできるように環境を整えていく。



イスラム女性への店舗対応

#### 千葉美容事業協同組合

住所：〒260-0018  
千葉市中央区院内1-14-7  
K&I 2階

設立：平成26年2月

出資金：890千円

電話：043-307-7020

業種：美容業

組合員：14人

## 組合 Q & A

### 脱退組合員の持分債権の保全 処分について

Q II 組合員 B の倒産によりその債権者 A より組合宛てに債務者である B の持分の支払停止命令（裁判所より）をしてきた。

そのため、組合は、当年決算において持分算出をしたが、支払いを中止し、現在組合にて保管しているが、その処置を如何にすべきか、次の点をご指導頂きたい。

（1）債務者 B の持分払戻請求権は、仮差押えのため、中協法第 21 条（時効）には該当しないものと思われるがどうか。

（2）仮に組合が、この差押え該当持分を組合街に処分する為にはどのような手続きが必要か。

〔A〕 1. 組合に対してなされた保全処分（仮差押）は法定手続きに従い有効に執行（処分決定の送達）がなされたものであるから、この場合、組合は供託等による持分払戻金の組合外への処分の道はない。したがって、債権者 A が B との間の本訴を提起して、転付命令又は取立命令を得て直接請求してくる

か、また債務者 B が仮差押を取り消して組合に請求してくるのを待つよりほか、他に方法はないと考える。

なぜなら、組合は持分払戻金を保管することにつき何等の不利を受けず、及んだ A B 間の訴訟上の当事者たる資格を有しているからである。

2. 債権者 A が仮差押をしたことが、民法にいう時効中断事由に該当するかどうかについては、学説、判例に争いがあり、判例は債務者 B の有する第三債務者（組合）に対する債権をその債権者 A が差押えてもその債権（持分払戻請求権）の消滅時効の進行はそれによって中断しないものとしており、したがって、この場合には仮差押のあるなしにかかわらず 2 年で時効が完成することになる。

学説は判例の立場に反対で、この場合の差押えも債権消滅時効の中断事由になるとするのが一般で、この場合は、請求権は時効にかかわらず、依然存在することになる。

### 事業年度の変更について

Q II 某組合の事業年度は 1 月 1 日

より 12 月 31 日であるが、〇〇年 5 月 1 日に有効な総会において、8 月 1 日より 7 月 31 日と変更議決し、同年 5 月 10 日に変更認可を受けた。

この場合、変更時の事業年度はどのようになるか。

なお、通常総会はどのように開催したらよろしいか併せて教示願いたい。

〔A〕 定款変更の議決において特別の定めがなかった場合は、定款変更によって新たな事業年度の始まる 8 月 1 日の前日である 7 月 31 日までが事業年度とされる。その際、この事業を明らかにする主旨から定款の附則に、例えば、「〇〇年に限り、事業年度は、〇〇年 1 月 1 日より同年 7 月 31 日までを 1 事業年度とする。」等の規定を設けることが適当と考える。

なお、通常総会については、経過措置として事業年度が 1 月 1 月 7 月に短縮されても、毎事業年度 1 回開催されなければならない（中協法第 46 条）ので、事業年度について必ず開催しなければならない。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

### 組合士検定にチャレンジ!!

【第 1 問】 事業協同組合は、営利を目的とする事業体ではなく、相互扶助を目的とする事業体である。

【第 2 問】 総会の議決に対して、特別利害関係のある組合員は議決権を行使できない。

【第 3 問】 理事会に、理事本人が出席できない場合、代理人による出席が認められる。

【第 4 問】 総会の招集通知には、会議の目的である事項（議案）を記載しなくてもよい。

【第 5 問】 組合は、業務の執行及び会計に関する事項のうち、事務執行上の必要な内規については、「規定」を制定し、その制定・改廃を理事会の権限に属させることができる。

《解答》【第 1 問】 ○ 【第 2 問】 × （理事会での特別利害関係人は、議決に加わる権利を有しないが、総会では特別利害関係人にも議決権が与えられる。したがって、除名対象の組合員なども議決に参加することができる。）【第 3 問】 × （理事会は、代理人による出席は認められない。書面出席は認められている。）【第 4 問】 × （総会の招集通知には、会議の目的である事項（議案）を示す必要がある。）【第 5 問】 ○

テーマ 創作ビスケット生地への提供等による製菓・製パン店向け商品施策支援への取り組み

# 千葉県学校給食パン・米飯協同組合 組合員企業

## 有限会社なかや

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

### 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

### 申請のついでに...

当社は、千葉市内に本社及び製パン工場を保有し、学校給食（パン・米飯）の納入、和・洋菓子製造等の事業を営んでいる。主力製品であるパン製造においては、安心・安全且つ美味しくて栄養価のバランスを考えたパンづくりを心がけ、大人になっても思い出に残りもう一度食べたいと思われるような「素材で温かみのあるいつまでも飽きの来ない味」を追求している。

とは言え、児童生徒数の減少に伴い、今後は学校給食事業の先細りが容易に予想されることから、当社としては、新たな事業展開（創作ビスケット生地への提供等による製菓・製パン店向け商品施策支援）によって経営の向上を図りたい考えである。

### テーマ及び内容は？

1. テーマ  
『創作ビスケット生地への提供等による製菓・製パン店向け商品施策支援への取り組み』
2. 計画期間  
▽平成26年11月～平成30年7月（4年計画）
3. 内容  
リテール店向けにメロンパンのビスケット生

地を個別のオーダーに対応し提供する取り組み。

### 新たな取り組みの特徴は？

#### ● 従来の問題点

#### ◆ 中小製パン業者の現状

メロンパンは、菓子パンの中でもお店の人気を左右する定番商品。リテールベーカーリーでは、こうした定番商品にこそ競合との比較優位を訴求する特徴的な商品を求めている。しかし、柱となる商品やサービスを打ち出そうにも、以下に示すような種々の事情が障害となっている。

- ・生産性と稼働率を考慮した商品施策・製造主体の経営が一般的。
- ・限られた経営資源による制約・専用設備の完備は困難。こだわりの創作商品は高コストにつく。
- ・メロンパンづくりにおける問題点：パン生地とビス生地から成るメロンパンづくりは店にとって相当な手間を要する作業。メロンパンで差別化を図ろうにも、ビス生地のバラエティが少ない。

#### ◆ 当社固有の課題

当社が製菓・製パン店向けに商品施策支援を行うには、以下の固有課題に対する解決策を併



せて検討する必要がある。

① 学校給食事業における成長性の限界・学校給食事業の先細りによる売上減・業務縮小の懸念大。

現行事業におけるのびしろ（成長領域）の見極めが必須。強みを活かした新事業の創出が不可欠。

② パン製品の包装工程の効率化…現在の包装機は旧型機のため、パンを入れる人と取る人の2名が張り付き（手作業）で対応せざるを得ない。

③ 消費者との接点が不十分…こだわりの自家製パンの魅力（先生方から特注があるほど好評）を広く伝えていくべきと認識。顧客接点の強化、独自の販路開拓が急務。

### ○新たな取り組み

当社パン製品の中でも、特にメロンパンは出荷したその日に売り切れ必至の自慢の逸品。今後の計画は、そのメロンパンの味わいを広げる「オリジナル製品」の開発とともに、リテール店向けの商材として「創作ビス生地」や「創作ジャム」等の製造に挑み、顧客ニーズにマッチした商品施策の提案を行うもの。また、直販機能（工場併設のアンテナショップ展開）の整備を進める一方で、同業者（学校給食製パン業者）、街のベーカリー店、パティスリー等をターゲットとした独自の販路開拓に努める。

▼学校給食事業で培った「生産直配送の一貫体制」、「無添加」、「当日焼き」の強みを活かした取り組み。

① 製菓・製パン店向け商品施策提案事業の実施…オーダーメイドによる、バラエティに富んだビス生地のカスタム製造（形状・厚み等カスタム可）。

② 製造工程の全体効率化…包装工程の自動化により生産効率化。余剰人員を新規・他事業に振り向ける。

③ 工場併設のアンテナショップを新設…できたてパンの販売により、売れ筋動向のリサーチを行い、商品開発に役立てるほか、製品のロス率削減や売上の機会損失の低減により、収益の向上を図る。

また、年間約5千人の児童生徒等が訪れる見学者に対する「五感訴求」を行う（潜在顧客の接遇力強化）。

### 今後の事業展開は？

今回の計画は、今後の収益確保と永続的な事業継続を踏まえ、現有設備の生産効率を最大化することで、製パン事業での業容拡大を目指すもの。来たる事業継承期に際する準備のため、内部留保と経営資源の更なる蓄積が必要な時期であると認識している。

まずは、リテール店をターゲットに（問屋経由及び直営業）、当社独自の商品提案を行う。また、自社店舗の開設により直販体制の整備・強化に取り組んでいく。これにより当社は、製造機能と販売力の両方を高める正のスパイラルに乗り、持続的な成長を実現していきたいと考えている。

### 社長のついで

地域一番店を目指して、数あるリテールベーカリーの中から選ばれる



### 企業プロフィール

- 【団体名】 千葉県学校給食パン・米飯（協）
- 【企業名】 有限会社なかや
- 【代表者】 中古 誠二
- 【所在地】 千葉市緑区土気町1619-5
- 【電話番号】 043-294-0106
- 【従業員数】 45名
- 【業種】 パン・菓子製造業
- 【URL】 <http://nakaya-pan.jp/>
- 【承認年月日】 平成26年10月31日
- 【支援機関】 千葉県中小企業団体中央会

### 中央会から

お店である為に、「消費者の期待を裏切らない定番商品・お客様がイメージできる品揃え」加えて何か新しい商品があるかもという「わくわく感」この二つを持った店舗を作ることが、また足を運んでくれるための必須条件ではないでしょうか。

そんなお店作りに少しでも役立ちたい、その思いでオーダーメイドによる、バラエティに富んだビス生地<sup>®</sup>の製造を手掛けていこうと考え、この事業を立ち上げました。

もちろん弊社も店舗展開をしていくうえで同じことが言えます。これからも地域で一番ほっとする店を目指して励んでいきます。

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します

☎043-33063282

情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

平成28年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は7から5に減少。「減少した」業種は4から3に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から10に増加。「減少した」業種は15から5に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は6から5に減少。「悪化した」業種は8から9に増加。

### 前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は1のまま変化なし。「減少した」業種は12から8に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から5に減少。「減少した」業種は13から12に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は4から1に減少。「悪化した」業種は17から16に減少。

## 製造業

### 豆腐製造

【県内全域】

先月に続き、原材料(国産・輸入大豆)が高騰しており、販売価格を検討せざるをえない状況である。

### 酒類製造

【県内全域】

前年比ほぼ同様の売上。全国的にも前期比上昇の兆し見えず。

### 製材

【木更津】

ロシア船2隻、南用材1隻入港予定。これにより在庫は増加の見込み。

### 印刷

【県内全域】

景況の変化について、3月半ば迄の県内組合員受注売上は、先行き不安な景況感から来る消費マインドの冷え込み等の影響により、全体としては芳しくなかったようです。但し、中には年度末需要を受注し好調な企業もあります。様々な要素でパイの奪い合いが一層激しくなっており、またデフレになっていきます。その結果として企業の業績に大きく格差がついてきていますので、全体の景況感改善は未だ先です。

### 鉄工

【千葉】

景況の変化は、組合員各社の足元の動向は、鉄鋼の流通に近い業

態の先ほど、景況悪化を感じている。一方で多数派の加工を主体とした組合員は厳しさはあるものの、概ね堅調を維持している状況になっている。

### 機械部品製造

【野田】

景況は大きな変化なし。年度末なのにパツとしない。

### 機械部品製造

【流山】

景況については、特に変化がないと思われるが、決算により在庫調整が入り受注が減少している業種もある。大企業等の動向は、隣地の隣地も大型物流倉庫の開発が決定した。平成30年の後半には、全棟完成するので、人材確保が難しくなることが予測される。

### 機械部品製造

【柏】

景況感的には引き続き足下は低調。各得意先の中期的戦略による変化が動き始め、今後の対応が重要チャンスと捉え、積極的に活動顧客のニーズ、ソリューションを掴む。

### 金属製品製造

【船橋】

景況の変化は、横ばい状況が続いている。組合の事業活動は、栄水路護岸の整備推進を図っていく。

### 採石業

【県内全域】

2月の出荷(3月計上)は大幅

に伸びて、平成27年度の出荷目標である300千㎡を451%上回った。今後とも、コンテナ船の大型化、オリンピックでの大型客船の寄港増が予想されるなど、港湾整備に伴う石材の需要はあるものの、工事個所が多岐に渡り1か所での需要量が少ない状況である。

■土砂採取

【県内全域】

景気の変化は、公共事業での山砂需要が見られたが、一般的に低調気味である。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

景況は変化なし。3月4日に全国卸商業団地協同組合連合会8(商団連)の全国事務局長会議が開催された。今回の会議での各団地事例紹介7件の内、団地の再整備、耐震化対策等への取組事例が5件あり、全国的に組合・団地機能維持のための対応の必要性が高まっている。

■建築材料卸売

【県内全域】

グローバル化が進むにつれ、又同一労働同一賃金や女性の労働力活用が進むほど、賃金や所得が下方にひきづられていき、中流中間層が消え、下流化が加速される気配。ロボットができない高付加価値

の仕事は高所得を得られるだろうが、そんな人はどのくらいいるのか。今後とも大多数は景気回復実感できないのではないかと。

■自動車解体

【県内全域】

スクラップ価格は底入れした様子でやや上昇の兆し。

■乾物卸売

【県内全域】

景況の変化は後退。海苔不足に起因。海苔生産量が回復傾向にあるがいまだ、3月10日現在、千葉県は、対前年比生産量52%、金額64%。全国生産量93%、金額101%。依然、中下級品相場が高騰している。

■卸売

【茂原】

大企業ではベースアップで好景気配ではありますが、まだまだ中小企業に至るまで時間がかかるし地方に及ぶまでに時間がかかる。政府も好景気をあおっているかに見える。現実には厳しいものである。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

市場に流通する中古自動車が増えてくる時期であるが、良質車の流通が少なく、仕入れ値が上昇する為、仕入に苦勞している様です。

■小売

【東金】

ファッション関連品は、春物は

気候により左右されている感がある。新入学、新社会人向け商品が動いている。日用品関連は横ばい状況。飲食・食品関係は、相変わらず客数減で苦戦をしている。組合員の資金繰りが厳しい。

■小売

【野田】

バーゲンセールでは、低価格帯の衣料品に動きがあったが、生活防衛のためか、財布の紐は固い。

■小売・サービス

【柏】

景況の変化について、今月前半暖かく成った時は、来街者も増えいい塩梅と成って来た感が有ったがここに来て真冬なみに成ってしまったら、また人の出が無くなった。一度暖かく成ったのが寒くなると応えるようだ。業界の動きについて、業界では冬の展示会が始まったが、取引先が来てくれない処も有ると嘆きが出ている。

■建設揚重

【県内全域】

景況の変化は、低調傾向が継続している。4月以降に期待したい。

■一般廃棄物処理

【千葉】

数字的には前年同月と大差のない結果と思われる。来月から(平成28年4月)の千葉市の条例料金改定(ごみ処理手数料の値上げ)

のお客様対応に追われる。

■土木建築サービス

【県内全域】

景況の変化について、2月発表の10月〜12月期GDP改定値が前期比▲0.3%、年率換算で▲1.1%と、民間在庫の積み上がりや設備投資の増加により、マイナス幅を若干縮小させたものの、市場の混乱と相俟って、依然として景気への下押し圧力が強い。

■建設

【県内全域】

平成28年度は、公共工事予算がやや減少するため業績低迷が懸念される。

■貨物運送

【野田】

景気の変化は、どうも政府が言っているほど景気の良さを感じられない。

■輸出入

【県内全域】

景況の変化について、3月の売上は前月比、前年同月比とも2月と同じ、横ばい状況です。





## 総会開催手続きのチェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

総会開催までの手続きの流れをご確認下さい。  
各種届出等の書類の様式は本会ホームページからもダウンロードできますのでぜひご活用下さい。

☑	確認事項
☐	<p><b>①出資金の変更登記（法務局）は期限内に行っていますか？</b> 出資口数及び出資金総額の増減があれば、事業年度終了の日の翌日（3月末決算の場合、4月1日）から4週間以内に変更登記が必要です。 登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意ください。</p>
☐	<p><b>②「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」や事業報告書、監査報告書は法令や定款に従った記載内容となっていますか？</b> 決算関係書類や事業報告書、監査報告書の作成にあたっては、省令規定に基づいて「記載しなければならない科目及び項目」にご注意下さい。</p>
☐	<p><b>③理事会の招集手続きを法令、定款の規定に従って行っていますか？</b> 招集手続きについては、会日の1週間前（定款で短縮可）までに日程等を通知する必要があります。ただし、理事全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。</p>
☐	<p><b>④「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」は、監事の監査を受け、理事会の承認を受けましたか？</b> 監事は、「決算関係書類」の監査方法・内容等を記した監査報告書を作成し、理事に対し「決算関係書類」を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない。 ただし、監査が済み次第（4週間以内に）、監事が監査報告を通知することは可能。</p>
☐	<p><b>⑤「決算関係書類」および「事業報告書」は、通常総会の2週間前までに事務所へ備え置きましたか？</b></p>
☐	<p><b>⑥総会招集の手続きや議決は、法令、定款の規定に従って行っていますか？</b> 経費の賦課及び徴収方法、借入金残高の最高限度額などは変更がなくても毎年議決しなければなりません。 なお、招集手続きについては、通常総会の会日の10日前（定款で短縮可）までに組合員に通知する必要があります。議案の他、開催日時・場所等会議の目的事項を示し、理事会の承認を受けた「決算関係書類」・「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければなりません。ただし、組合員全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。その場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も組合員に提供する必要はありません。</p>
☐	<p><b>⑦剰余金が出た場合、法令や定款に基づき必要な積み立てや繰り越しを行っていますか？</b> 利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金（教育情報事業を行う組合）などがあります。</p>
☐	<p><b>⑧総会議事録及び理事会議事録は、法令や定款の規定に従った記載内容となっていますか？</b> 議事録に「出席した理事の氏名及び監事の氏名」、「議長の氏名」などを記載して下さい。</p>
☐	<p><b>⑨総会終了後、決算関係書類や役員変更届（所管行政庁）、代表理事の変更の登記（法務局）は、期限内に行っていますか？</b> 通常総会の終了後2週間以内に、議事録を添付した決算関係書類（役員変更届、定款変更認可申請については変更があった場合）を行政庁へ提出しなければなりません。 なお、理事長が重任した場合でも変更の日から2週間以内に変更登記が必要です。登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意ください。</p>

◎詳しくは、本会設立相談室（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

# 法に基づく届出・登記チェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

下記表を届出書類関係のチェックリストとしてお使いいただき、提出書類に漏れないかどうかご確認下さい。  
 なお、決算関係書類、役員変更届は、総会議事録を添付して（役員改選がある場合は理事会議事録も）、本会へ2部ご提出下さい  
 （※定款変更のある場合は3部）。

対象組合	提出先	<input checked="" type="checkbox"/>	提出及び申請
全組合	税務署・千葉県 各市町村	<input type="checkbox"/>	税務申告 ・決算関係書類等
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	決算関係書類 ・総会議事録を添付（謄本でよい）
出資変更 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	出資の変更登記 ・監事の証明書 ・委任状（代理の場合）
役員改選 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	代表理事変更登記（重任の場合も必要） ・定款謄本 ・総会議事録 ・理事会議事録 ・委任状（代理の場合）
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	役員変更届（変更があった場合のみ） ・変更した事項を記載した書類 （新旧対照の役員名簿） ・変更理由書 ・選任された総会並びに理事会 議事録を添付
定款変更 がある組合	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	定款変更認可申請 ・変更理由書 ・変更しようとする箇所を記載 した書面（新旧対照表） ・議決した総会議事録を添付
	法務局	<input type="checkbox"/>	定款変更登記申請 ・変更箇所により異なりますの で、詳しくはお問合せ下さい。

### 決算関係書類について

組合は、通常総会で審議する以下の書類を作成して下さい。

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分案又は損失処理案（※）
- 事業計画書
- 収支予算書

（注）必要があれば、下記書類も作成して下さい。

- 製造原価報告書
- 費用配賦表
- 脱退者持分払戻計算書
- 資金計画書

※詳しくは、組合運営講習会や巡回の際にお配りしております「法に基づく届出・登記（決算書の提出、役員変更届、定款変更及び変更登記の事務手続き）」の冊子をご覧ください。又は、中央会の組合担当者までお問い合わせ下さい。

### （※）剰余金処分は適正ですか？

法定利益準備金	当期純利益金額が少額であっても、定款で定める額に達するまでは定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を積み立てなければならない。
教育情報費用繰越金	組合員の事業に関する教育情報提供事業のために積み立てる繰越金（20分の1以上）で、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用する。出資商工組合、企業組合、協業組合は教育情報費用繰越金の処分はない。
特別積立金	定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を損失のてん補に充てるために積み立てる。定款規定が、出資額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てる旨定めている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用することが出来る。
出資配当利用分量配当	損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後でなければ配当をしてはならない。
損失処理	定款に損失金のてん補のための取崩しの順序に従い取崩しを行う

◎詳しくは、本会設立相談室（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

## 平成27年度 設立認可組合等

多種多様な業種・業態の組合等を会員としていることが中央会の特徴でもあります。昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の24組合等（事業協同組合19組合、企業組合5組合）です。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。（敬称略・順不同）

No.	名 称	代 表 者	所在地	業 種	事 業	組合員数
1	千葉建設支援(協)	阿部 正勝	松戸市	建設業	共同受注・共同購買	4
2	ナチュラルボディ(企)	嶋田 陽子	千葉市	サービス業	エアロビックス教室運営	4
3	観光バスビジネスネット(協)	田中 守	印西市	運送業	共同購買・共同配車	5
4	千葉介護協力(協)	切通 伸一	千葉市	介護関連事業	共同販売・共同購買	4
5	東松戸商店会(協)	石井 英幸	松戸市	農業、建設業、製造業、サービス業	共同販売・販売促進	14
6	香取トラックサービス(企)	白鳥 和巳	香取市	個人	売電事業、運転業務請負	12
7	千葉ホライズン建設(協)	橋本 勇	八千代市	建設業	共同受注・共同購買	4
8	千葉トレーディング(協)	鈴木 昭	浦安市	卸売業	共同販売・共同購買	4
9	千葉建設ビジネス支援(協)	菊谷 朱美	習志野市	リフォーム工事	共同受注・共同購買	4
10	セントラルソフトウェア(協)	山本 成人	千葉市	ソフトウェア業	共同受注・共同購買	4
11	京葉介護事業(協)	上村祐一郎	松戸市	介護事業	共同受注・共同購買	4
12	千葉ストア開発(協)	山本 勇一	木更津市	異業種	共同販売・共同購買	4
13	千葉建設育成支援(協)	奈部川広実	千葉市	建設業	共同受注・共同購買	4
14	ディーオーエー千葉交流(協)	小野瀬修士	八千代市	異業種	共同販売・共同購買	4
15	白子町温泉ホテル(協)	河野 千玄	白子町	ホテル業	共同購買・共同宣伝	18
16	千葉ケアビジネス(協)	大澤 成行	千葉市	介護事業	共同受注・斡旋業務	4
17	千葉家電事業(協)	藤田 克美	いすみ市	家電小売業	共同受注・共同購買	20
18	JAPAN SOLUTION(協)	寺嶋 淳	船橋市	建設業	共同販売・共同購買	4
19	いすみ鉄道サポーターズ(企)	掛須 保之	いすみ市	個人	業務受託・特産品販売等	4



20	なみわい(企)	西田 雅人	一宮町	個人	広報事業・空間運営等	4
21	かずさブルース地域支援(企)	中山太郎	木更津市	個人	生活支援サービス等	4
22	FUJI Human Care Service(協)	佐藤 貴子	松戸市	介護関連事業	共同購買・受注斡旋	4
23	東日本惣菜加工事業(協)	諸岡 勲	成田市	食品製造業	共同受注・共同購買	4
24	関東建築保全(協)	片岡 博和	市川市	建設業	共同受注・共同購買	4

千葉県中小企業団体中央会 設立相談室 ☎043-306-3285

### ◆中央会新入職員紹介

▽菅井 啓勝（3月採用、工業連携支援部主査、千葉のものづくりを支援致します。宜しくお願ひ致します。）

### ◆経営革新計画について

経営革新計画の作成過程では、自社の経営における「これまで」や「今」を正しく知り、「これから」を見通すことで、いま何をすべきなのか、どこにいるのか、そうしたものが明確となります。また、攻めの経営に転じる上で阻害要因となっていた漠然とした迷いを吹っ切るきっかけにもなるものです。ぜひご活用ください。

ご相談は本会経営支援部まで。  
☎043・306・3282

### ◆禁煙の勧め

毎年5月31日は「世界禁煙デー」です。この日から1週間が「禁煙週間」です。これを機に禁煙を考えてみませんか。

たばこは、肺がんをはじめとする多くのがんや心臓病、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などにかかりやすくな

ります。

特に、慢性閉塞性肺疾患は喫煙者の2割が発症するといわれ、患者数、死亡数共に増加傾向にあります。

たばこを吸わない人も吸う人のそばにいると自分の意思とは関係なく、煙を吸って発がんのリスクを負わされていることとなります。

### 【禁煙の効果】

たばこを止めることにより、次のような効果が考えられます。

1. 健康的になります
  - ① 血圧や血液中の酸素濃度が改善されます。
  - ② 味覚や嗅覚が正常になり、食べ物がおいしく食べられるようになります。
  - ③ 肺機能が改善し、咳や息切れなどが改善されます。また、風邪などの呼吸器感染症などにかかりにくくなります。
  - ④ 肺がんや心臓病、脳血管疾患、慢性閉塞

性肺疾患などに係るリスクが減少します。

これらにより、健康的になります。

### 2. 出費が減ります

たばこを止めることで、たばこ代が節約できます。1日に460円のたばこを1箱吸う人が禁煙すると1年で16万円以上の節約ができます。1日に2箱吸う人は、33万円以上の節約になります。加えて、たばこが原因で発症する病気にかからなくなるため、医療費の節約になるかもしれません。

### 【禁煙の勧め】

咳や痰がでる、少し階段を上がっただけで息切れがする、風邪をひきやすいなどがあるとき、家族に子どもや妊婦のいるとき、孫が生まれたとき、などは禁煙を決意する良い機会です。

思うよりも案外簡単に止められるかもしれません。

そして、止めて良かったと思う日がきます。

（公益社団法人千葉県栄養士会

会長 長谷川 克己）



平成  
28年度

## 中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成28年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

### 1. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

- 中小企業が取得する新規の機械装置は、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも大きな効果あり。

### 2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援する為、適用対象者を見直したうえで、適用期限を2年延長する。

### 3. 中小法人の交際費課税の特例

- 交際費は事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段が限られる中小法人を支援する為、適用期限を2年延長する。

### 4. 法人実効税率の引下げ

- 平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで税率引下げを決定。
- 財源は、経済に悪影響の少ないものに絞って対応。

### 5. 欠損金の繰戻しによる還付制度の延長

- 欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置。適用期限を2年延長。

### 6. 保険会社等の異常危険準備金の延長

- 火災等共済組合及び火災共済組合連合会の税制基盤の強化を図り、今後の異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、要件を見直した上で、適用期限を3年延長する。

### 7. 中小企業基盤整備機構の業務見直し（融資制度の対象拡大）

- 小規模企業共済の加入者に、積み立てた掛金の範囲内で、事業活動に要する資金を貸付けている制度（小規模企業共済契約者貸付制度）について、貸付の対象に農事組合法人を追加し、共済加入者の利便性の向上等を図る。

### 8. 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

- 2以上の金融機関等が出資した再生ファンドによる債権放棄の場合に適用される企業再生税制について、適用期限を3年延長する措置を講ずる。また、本特例の適用要件である添付書類への債権の買取価額の記載を不要とする措置を講ずる。

◎詳しくは、中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。